

窓口延長の運用を変更し試行期間を延長します

東浦町では、職員の働き方改革及び住民満足度の高いサービスを提供することを目的として、2025年2月から試行的に開庁時間を短縮しています。また住民サービスを維持するため、毎週水曜日の窓口延長時間を午後8時まで拡大しています。

試行期間内の窓口延長の実績は、来庁者のない課もある一方、窓口延長に対応するため日中の職員が手薄となった結果、日中の窓口対応でお待たせしてしまう課もありました。そこで2025年8月からは、一部の窓口延長を予約制へと変更します。

また、更なる住民ニーズの把握が必要であると考え、2025年9月末までとしていた試行期間を2026年3月末まで延長します。

■窓口延長の運用

●変更点

【変更前】窓口延長(毎週水曜日)は午後8時まで(予約不要)



役場の全ての課(※議会事務局と監査委員事務局を除く)

【変更後】一部の窓口延長(毎週水曜日)には予約が必要

予約不要	税務課・ふくし課・障がい福祉課・子育て支援課・保険医療課 住民課・教育課・会計課
予約必要	上記以外の課(保健センターを含む)

■試行期間の延長

●変更点

【変更前】2025年2月1日から2025年9月末まで

【変更後】2025年2月1日から2026年3月末まで

●延長理由

さらなるニーズ等の把握、住民への周知が必要であるため延長するものです。また、2026年3月に各種証明書等のコンビニ交付の導入を予定しています。新たな住民サービス策として期待されるため、コンビニ交付導入時期まで試行期間を延長します。

■問い合わせ

東浦町人事課 ☎0562-83-3111(内線223) 担当：野村、鈴木